平成２７年（フ）第８２号
長崎県諫早市多良見町化屋480番地６グランドパティオ302号、前住所長崎県長崎市大橋町５番31―806号
債務者　片岡　洋司
1　決定年月日時　平成27年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
北海道沙流郡日高町富川北６丁目10番１―301号
債務者　阿部　二郎（旧姓植田）
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
北海道沙流郡日高町富川北６丁目10番１―301号
債務者　阿部　　瞳（旧姓植田）
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
北海道日高郡新ひだか町静内山手町４丁目５番18号　山手マンションさかい201号
債務者　戸上　　司
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
北海道日高郡新ひだか町静内古川町２丁目２番５号アイランドマンション３　101号室
債務者　内田　勝之
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
北海道沙流郡平取町字荷菜54番地２
債務者　奥島さつ子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
北海道日高郡新ひだか町三石本町264番地の２三石緑ヶ丘団地14Ｄ―22
債務者　松田　哲弥
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
北海道浦河郡浦河町東町ちのみ４丁目６番３―３号東町ちのみヶ丘団地11棟３号
債務者　崎廣　耕司
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
北海道沙流郡日高町山手町１丁目126番地の２
債務者　中川　佳菜
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第１５８号
仙台市宮城野区東宮城野４番３―523号
債務者　真壁　裕士
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４５３号
仙台市若林区大和町５丁目11番22―704号
債務者　坂本　恵子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７４号
福島県伊達市保原町字柏町94番地３
債務者　稲村　千春
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第３１号
福島県東白川郡塙町大字塙字本町31番地３
債務者　近藤　宏美
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第１７６号
金沢市四十万３丁目84番地２　アップルハウスⅡ201号、従前の住所石川県白山市明光３丁目150番地
債務者　村井　　渉
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第２０５号
岐阜県瑞穂市稲里670番地　シャルマンコーポ穂積　204号
債務者　森　　賢二
1　決定年月日時　平成27年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１４０号
静岡県富士市松岡390番地の１コーポ田造102号、前住所静岡県富士市松岡532番地の９
債務者　齋藤　香織
1　決定年月日時　平成27年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
静岡地方裁判所富士支部